

大磯町生涯学習館 施設使用のしおり

—新型コロナウイルス感染症対策版—

R3.10 策定

新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、公益社団法人全国公民館連合会が提唱するガイドラインを参照し、生涯学習館の開館方針をまとめました。施設使用については、本しおりをもとに運営を進めていきます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の状況変化により、開館方針を変更することがございますので、ご了承ください。

施設を使用できない人

- 入館前、もしくは入館時の体温測定で、 37.5°C 以上の発熱がある人、または平熱比 1°C 以上の人
- 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある人
- 軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある人
- 息苦しさや強いだるさがある人
- 臭覚、味覚に異常がある人



フリーイラスト素材『ジャバクリップ (<http://japaclip.com>)』を使用

大磯町生涯学習館の感染防止策

入館時の注意点

- ① 入館時の検温にご協力をお願いします。
- ② 生涯学習館内では、マスクの着用をお願いします。
- ③ 手洗いや手指消毒をお願いします。

施設使用

- ① スリッパは使用できません。2階研修室及び講習室をご利用の方は、上履きをご持参ください。
- ② 使用者名を把握するため、使用時に名簿の作成をお願いします。名簿には氏名とともに当日の体温を記入していただきます。

3つの密を避けるための制限事項

① 使用人数の制限

人との接触を避け、対人距離を確保するため、各部屋の定員を制限します。
(研修室 20人 集会室 40人 講習室 12人)

② 活動内容の制限

以下の使用要件を満たすことができない活動については、使用ができません。

(要件1) 換気に配慮できること。

(要件2) 会場の広さを確保し、お互いの距離を1mから2m程度空けることができること。

(要件3) 近距離での会話や発声、高唱をさけることができること。

(要件4) 高齢者や基礎疾患のある方に配慮して活動ができること。

大磯町生涯学習館の使用について

使用目的

生涯学習館は、生涯学習活動の振興のための施設です。町・教育委員会等が事業を行わない日(時間)に、多くの方に生涯学習の場として提供しています。

使用登録

町内の公共施設を使用する方、又は団体(以下、「使用者」といいます。)は、公共施設使用者登録が必要です。

「大磯町公共施設使用者登録申請書」を使用したい施設に提出してください。施設管理者から登録カードが発行され、登録が完了します。

公共施設使用者登録の有効期間は3年間です。

登録が必要な施設

生涯学習館、図書館、郷土資料館、ふれあい会館、横溝千鶴子記念障害福祉センターすばる、横溝千鶴子記念子育て支援センターめばえ、世代交流センターさざんか荘、武道館

使用者の申込み区分

① 使用者の申込み区分は、以下の通りです。

町内団体	団体構成員の1/2以上が大磯町内に在住の場合
町外団体	町内団体でない場合

② 次に掲げる町内団体は、使用料が減額(半額)されますので、使用申請書の提出前までに、必ずご確認ください。

※社会教育団体(PTA、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど)

※障害者団体(団体構成員の1/2以上が各障害者手帳所持の場合)

使用できない日

① 休館日 毎月第4月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

② 町・教育委員会などによる事業等がある日及び時間

使用料

部 屋 名	使用可能時間	1時間あたりの使用料	
		町内団体	町外団体
研修室（1階、定員20名）	午前9時～午後9時	530円	1,050円
集会室（2階、定員40名）		530円	1,050円
講習室（別棟、定員12名）		320円	630円

※ 使用料は、生涯学習館等の販売場所で「公共施設共通使用券」を購入し、使用日までに納付してください。完納後に「使用承認書」を発行します。
（本来、3日前までに使用料を納付していただきますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急休館となる場合があるため応急的に措置をしています。）

公共施設共通 使用券販売場所	生涯学習館、図書館、郷土資料館、大磯町役場、国府支所、ふれあい会館、横溝千鶴子記念障害福祉センターすばる、横溝千鶴子記念子育て支援センターめばえ、世代交流センターさざんか荘
-------------------	--

※次によるもの以外、公共施設共通使用券を返還することはできません。

- ①使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき(例：天災など)
- ②使用日の3日前までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が特別な理由があると認めたとき

ご負担いただく使用料は、施設の維持管理や改修などに活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大磯町生涯学習館の施設使用申請の手順

使用申請方法

- ① 使用申請及び使用券の販売時間は、午前9時から午後5時までです。
- ② 使用時間は、準備、片付け、清掃、消毒を含み1時間単位です。

<一次申請（町内団体）>

町内団体が部屋の使用を申請する場合、使用を希望する日の2ヶ月前の1日から12日までの間に使用申請書を提出する分を「一次申請」とします。

- ① 1ヶ月につき、4回分まで申請ができます。
- ② 1回の申請で最長4時間まで使用できます。
- ③ 同じ部屋を連続して申請することはできません。
- ④ 一次申請で希望日時が重複した場合は、抽選により使用者を決定します。

<抽選方法>

申請が重なった場合はくじによる抽選を行います。

- ① くじの順番を決めるくじ引きをします。
- ② 順番に従いくじ引きを行い、使用者を決定します。

<二次申請（町内団体）>

町内団体が部屋の使用を申請する場合に、使用を希望する日の2ヶ月前の16日から、月末までの間に使用申請書を提出する分を「二次申請」とします。

- ① 先着順に申請できます。
- ② 回数制限、時間制限はなく、空いている部屋を使用できます。

<三次申請（町内・町外団体）>

町内・町外団体が部屋の使用を申請する場合に、使用を希望する日の1ヶ月前から、使用当日までの間に使用申請書を提出する分を「三次申請」とします。

使用条件は二次申請と同じです。

貸出物品

部屋の使用報告書の備考欄に借用物品を記入してください。使用は先着順です。

〔借用物品例〕 CD ラジカセ・譜面台・姿見・マイク設備・パソコン・
プロジェクタ・卓球台・ホワイトボード・マーカー

情報発信コーナー

人との接触を避けるため情報コーナーのチラシの掲示を当面の間、行いません。

注意事項

- ☆ 対面での飲食や会話はご遠慮ください。
- ☆ 施設使用後は、使用した物品の消毒をお願いします。
- ☆ 管弦楽器・打楽器を使用する場合は、パート練習等で少人数の場合に限り、2階集会室を昼間のみ使用できます。(近隣の環境に配慮し、使用をお断りする場合があります。)
- ☆ 登録申請時に団体の規約等がない場合は、施設使用日までにご提出をお願いします。
- ☆ 生涯学習館内及び敷地内は禁煙です。
- ☆ 車は所定の場所に駐車してください。
- ☆ ゴミは各自持ち帰ってください。
- ☆ 収容定員を超えての入場はできません。
- ☆ 承認を受けた部屋及び設備以外は使用できません。
- ☆ 生涯学習館の付属設備その他器具等を館外に持ち出さないでください。
- ☆ 火気の使用、危険物等の持ち込みはできません。
- ☆ 許可なく生涯学習館の施設又は付属設備に看板、旗その他これらに類するものを掲げ、もしくは張りつけ、文字等を書き、又はくぎ類を打ち込むことはできません。
- ☆ 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をした場合は、関係機関へ連絡します。
- ☆ 営利や宗教活動・政治活動を目的とした使用はできません。また、施設の使用を承認した後であっても、本施設の目的にそぐわないと判明した場合には、その使用をお断りします。
- ☆ その他、施設職員の指示に従ってください。



大磯町生涯学習館

〒255-0001 神奈川県中郡大磯町高麗二丁目14番20号

TEL 0463-61-0676

大磯町教育委員会教育部生涯学習課

TEL 0463-61-4100 (内線323)

E-mail gakusyu@town.oiso.kanagawa.jp